

## 【 第 6 章 騒音 】

### 1 騒音に係る環境基準

○一般地域及び道路に面する地域に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示）

地域の類型・区分		基準値	
		昼 (6時～22時)	夜 (22時～6時)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など 特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下
	車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

AA：大竹市該当なし

A：第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

B：第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・用途地域の定めのない地域

C：近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線道路を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 70デシベル以下	夜間 65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る次の基準によることができる。	
45デシベル以下	40デシベル以下

騒音の評価方法は等価騒音レベル(L<sub>aeq</sub>)によるものとし、時間の区分ごとの全時間帯を通じた、等価騒音レベルによって評価する。

幹線交通を担う道路とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)

(2)前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

○指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総務省令）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 (6時～22時)	夜 (22時～6時)
専ら住居の用に供される区域及び主として住居の用に供される区域のうち1車線を有する道路に面する区域。	65デシベル	55デシベル
専ら住居の用に供される区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
主として住居の用に供される区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

[備考]

- 専ら住居のように供される区域：第1種・第2種低層住居専用地域，第1種・第2種中高層住居専用地域
- 主として住居の用に供される区域：第1種・第2種住居地域，準住居地域，用途地域の定めのない地域
- 相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，工業専用地域

**新幹線鉄道騒音に係る環境基準**（昭和50年環境庁告示）

70デシベル以下（専ら住居の用に供される区域，主として住居の用に供される区域）

## 2 騒音の現状

### 1) 平成21年度環境騒音測定結果(一般地域)

No	調査地点	環境 類型	用途地域	騒音レベル		環境基準		評価
				昼	夜	昼	夜	
2	玖波4丁目郵政団地	A	第一種中高層住専	42.3		55	45	適
4	玖波7丁目唐船浜団地入口	A	第二種低層住専	49.6		55	45	適
6	玖波2丁目小城材木店前	C	近隣商業	48.8		65	60	適
8	湯舟町7番湯舟団地北	A	第一種低層住専	52.3	53.6	60	55	適
10	港町1丁目港町公園横	B	第一種住居	43.8	41.4	55	45	適
12	小方1丁目城山陸橋前	C	近隣商業	48.0		65	60	適
14	御園1丁目三井化学社宅内	A*	第一種中高層住専	46.7		60	55	適
16	三ツ石町誠和ハイツ入口	A	第一種中高層住専	38.5		55	45	適
18	立戸3丁目鞍掛団地	A*	第一種中高層住専	50.9		60	55	適
20	立戸1丁目総合市民会館北	B	第一種住居	44.6	42.3	55	45	適
22	本町1丁目本町保育所横	B	第一種住居	42.2	37.4	55	45	適
24	白石1丁目市営住宅前	A	第一種中高層住専	45.8		55	45	適
26	元町2丁目森本宅前	B	第一種住居	39.8		55	45	適
28	木野1丁目木野支所前	B	第一種住居	39.1		55	45	適
30	北栄10番松崎宅前	C	準工業	53.1	42.9	60	50	適
32	東栄1丁目日本大昭和板紙西	C	工業専用	59.3		60	50	適
34	西栄3丁目岩瀧板金横	B*	第一種住居	52.1	46.7	65	60	適
36	南栄1丁目前田宅前	B*	第一種住居	51.2	47.7	65	60	適
38	南栄3丁目三井化学グランド横	B	第一種住居	47.0	44.5	55	45	適

平成21年11月20日測定

地点番号の奇数番号と偶数番号を隔年で測定

騒音レベル・環境基準は、デシベル(Leq)の値

評価は、昼又は夜に測定した騒音レベルの数値が、環境基準を満たしている場合は「適」を、超過している場合は「不適」と記載

2)平成21年度環境騒音測定結果(道路端)

No	調査地点			環境 類型	用途地域			騒音レベル		環境基準		評価
								昼	夜	昼	夜	
2	国道186号線 元町4丁目上市公園前			B	第一種住居			57.1	49.7	70	65	適
区分	交通量 (10分)	上り			下り			大型車 購入率				
		大型車	小型車	計	大型車	小型車	計					
昼	15	0	9	9	0	6	6	0.0%				
夜	6	0	3	3	0	3	3	0.0%				

No	調査地点			環境 類型	用途地域			騒音レベル		環境基準		評価
								昼	夜	昼	夜	
4	市道玖波・青木線 黒川2丁目インター高架下			B	第一種住居			63.8	---	65	60	適
区分	交通量 (10分)	上り			下り			大型車 購入率				
		大型車	小型車	計	大型車	小型車	計					
昼	87	0	45	45	0	42	42	0.0%				

No	調査地点			環境 類型	用途地域			騒音レベル		環境基準		評価
								昼	夜	昼	夜	
6	県道大竹・湯来線 玖波町大人原集会所前			B	市街化調整地域			58.8	---	70	65	適
区分	交通量 (10分)	上り			下り			大型車 購入率				
		大型車	小型車	計	大型車	小型車	計					
昼	26	0	13	13	1	12	13	3.8%				

平成21年11月20日測定

地点番号の奇数番号と偶数番号を隔年で測定

騒音レベル・環境基準は、デシベル(L<sub>eq</sub>)の値

評価は、昼又は夜に測定した騒音レベルの数値が、環境基準を満たしている場合は「適」を、超過している場合は「不適」と記載

### 3 騒音対策

#### 1) 工場騒音の規制基準

##### 騒音規制法特定施設の規制基準

騒音の規制に関する定め（広島県告示第171号）

区域の区分		朝 6:00～ 8:00	昼 8:00～ 18:00	夕 18:00～ 22:00	夜 22:00～ 6:00
種別	地域の区分				
第一種区域	住居専用地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域）	45dB	50dB	45dB	45dB
第二種区域	住居地域等（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）及び用途地域の定めのない地域	50dB	55dB	50dB	45dB
第三種区域	商業地域等（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）	60dB	60dB	60dB	50dB
第四種区域	工業地域及び工業専用地域	70dB	70dB	70dB	60dB

##### 騒音規制法特定施設

騒音規制法施行令 別表第1（平成12年6月7日改正）

1. 金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5KW以上のもの） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75KW以上のもの） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75KW以上のもの） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（タンプラスト以外のもの）であって、密閉式のものを除く） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるもの）	ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のもの） 6. 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5KW以上のもの）
2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5KW以上のもの）	7. 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25KW以上のもの） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5KW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25KW以上のもの） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5KW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25KW以上のもの） ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25KW以上のもの）
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5KW以上のもの）	8. 抄紙機
4. 織機（原動機を用いるもの）	9. 印刷機械（原動機を用いるもの）
5. 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの）	10. 合成樹脂用射出成形機 11. 鋳型造形機（ジョルト式のもの）

区域の区分		朝	昼	夕	夜
種別	地域の区分	6:00~ 8:00	8:00~ 18:00	18:00~ 22:00	22:00~ 6:00
第一種区域	住居専用地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域）	4 5 dB	5 0 dB	4 5 dB	4 5 dB
第二種区域	住居地域等（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）及び用途地域の定めのない地域	5 0 dB	5 5 dB	5 0 dB	4 5 dB
第三種区域	商業地域等（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）	6 5 dB	6 5 dB	6 5 dB	5 5 dB
第四種区域	工業地域及び工業専用地域	7 0 dB	7 0 dB	7 0 dB	6 5 dB

広島県生活環境の保全等に関する条例 騒音関係特定施設 条例施行規則 別表 10 (平成 13 年 1 月 6 日施行)

1. 金属加工機械 イ やすり目立機 ロ 旋盤（原動機の定格出力が 3.75 KW 以上のもの） ハ 型削盤（原動機の定格出力が 3.75 KW 以上のもの） ニ 平削盤（原動機の定格出力が 7.5 KW 以上のもの） ホ 金属研磨機（移動式のものを除く） ヘ 高速度切断機（といしを用いるものを除く）	4. 木材加工機械 イ 帯のこ盤（木工用のもので原動機の定格出力が 2.25 KW 未満 0.75 KW 以上のもの） ロ 丸のこ盤（木工用のもので原動機の定格出力が 2.25 KW 未満 0.75 KW 以上のもの） ハ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 KW 未満 0.75 KW 以上のもの）
2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 KW 未満 3.75 KW 以上のもの）	5. ダイカストマシン
3. コンクリートブロックマシン	6. オシレートコンベア
	7. 電動発電機

2) 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業

騒音規制法施行令 別表第 2 (平成 12 年 6 月 7 日改正)

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点の連続移動距離が 1 日 50 m 以内の作業に限る）
4	空気圧縮機（原動機の定格出力が 15 kw 未満、及び電動機を用いるものを除く）を使用する作業（さく岩機の動力として使用するものを除く）
5	コンクリートプラント（混練容量 0.45 m <sup>3</sup> 未満、及びモルタル製造用を除く）アスファルトプラント（混練重量 200 kg 未満を除く）を設けて行う作業
6	バックホウ（原動機の定格出力が 80 kw 以上のものに限る）を使用する作業（環境大臣が指定したものを除く）
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が 70 kw 以上のものに限る）を使用する作業（環境大臣が指定したものを除く）
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が 40 kw 以上のものに限る）を使用する作業（環境大臣が指定したものを除く）

特定建設作業騒音の規制基準

騒音の許容限度	地域の区分	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
85デシベル (敷地境界線)	第1号区域	午後7時から午前7時	10時間	6日以内	日曜日 その他の休日
	第2号区域	午後10時から午前6時	14時間		

備考 第1号区域とは、特定工場等の騒音の指定地域のうち、第一種区域、第二種区域及び第三種区域並びに第四種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の騒音の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

ただし、1日で終了する作業は除く。

3) 音響機器音の規制基準

(広島県公害防止条例施行規則別表14)

区域の区分		時間の区分	許容限度	備考
種別	地域			
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	朝 5:00 ~ 8:00	45dB	次の各号の一つに該当する場合には適用しない。 1. 法令により認められた事項のためにするとき。 2. 広報その他で公共のためにするとき。 3. 時報(23時から5時までを除く)のためにするとき。 4. 祭礼、盆踊りその他社会生において相当と認められる一時的行事のためにするとき。
		昼 8:00 ~ 19:00	50dB	
		夕 19:00 ~ 23:00	45dB	
		夜 23:00 ~ 5:00	45dB	
第2種区域	第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20m以内の地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	朝 5:00 ~ 8:00	55dB	拡声放送を行う場合には、この表の定める音量に5デシベルを加えた音量を許容限度とし、次の事項を遵守しなければならない。 1. 5月から8月までの間においては21時から7時まで、その他の期間においては20時から7時までの間は放送しないこと。 2. 継続して放送する場合は、移動して行う場合を除き、1時間につき45分をこえて放送しないこと。 3. 50m以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと。 4. 地上8m以上の高さから放送しないこと。
		昼 8:00 ~ 19:00	65dB	
		夕 19:00 ~ 23:00	55dB	
		夜 23:00 ~ 5:00	50dB	
第3種区域	第2種区域(2)のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員1.1m以上の道路の境界線から20m以内の地域	朝 5:00 ~ 8:00	65dB	
		昼 8:00 ~ 19:00	75dB	
		夕 19:00 ~ 23:00	65dB	
		夜 23:00 ~ 5:00	60dB	

深夜騒音

何人も、午後11時から午前5時までの間は、屋内・屋外のいずれから発する場合においても、近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。(広島県公害防止条例第61条)

ただし、指定地域内の騒音関係特定事業場、特定建設作業、音響機器音から発生する騒音を除く。

#### 4)届出

##### ○騒音規制法特定施設の届出

施設の種類	第1種区域		第2種区域		第3種区域		第4種区域		計	
	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数
1 金属加工機械			1	1	17	6	12	3	30	10
2 空気圧縮機			21	10	21	7	998	6	1,040	23
3 土石用破砕機			6	1			40	1	46	2
4 織機									0	0
5 建設用 資材製造機械			1	1					1	1
6 穀物用製粉機									0	0
7 木材加工機械			43	10	9	4	51	3	103	17
8 抄紙機							9	2	9	2
9 印刷機械			14	5	27	4			41	9
10 射出成形機			16	3			43	3	59	6
11 鋳造型機									0	0
合計	0	0	102	31	74	21	1,153	18	1,329	70

##### ○広島県生活環境の保全等に関する条例騒音関係特定施設の届出

施設の種類	第1種区域		第2種区域		第3種区域		第4種区域		計	
	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数
1 金属加工機械			38	12	68	24	65	6	171	42
2 空気圧縮機等			17	7	20	8	199	7	236	22
3 コンクリート・ロックマシン			2	1					2	1
4 木材加工機械			70	19	60	12	9	2	139	33
5 ダイアトマシン									0	0
6 オシレートコンベア									0	0
7 電動発電機			1						1	0
合計	0	0	128	39	148	44	272	15	548	98

##### ○騒音規制法特定建設作業の届出

作業の種類		平成21年度
1	くい打ち機等を使用する作業	1
2	びょう打ち機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	10
4	空気圧縮機を使用する作業	2
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
計		14